

1．政策及び15年度重点施策等

政 策	国際的な金融監督基準のルール策定等への貢献
15年度 重点施策	バーゼル銀行監督委員会、IOSCO、IAIS等の国際フォーラムにおける国際ルール策定等への積極的な貢献
参考指標	各国際フォーラムにおける国際的ルール策定等への参画状況（国際的なルール策定作業、当庁の活動等）

2．政策の目標等

法定任務	金融機能の安定
基本目標	金融システムの安定が確保されていること
重点目標	国際協力を通じて金融機能の安定が確保されていること等

3．政策の内容

近年、世界各国の経済及び金融システムの相互連関がますます深まる中で、国際的な取組みを通じて、各国の金融システムの安定を図ることは、国際金融システムの安定と発展にとり不可欠であるとともに、我が国の金融システムの一層の安定化にもつながる重要な施策であると考えています。

また、近年、世界の多くの国で金融サービスの自由化や規制緩和への取組みが行われる中、国際的な金融サービス貿易のルール策定を通じて、各国の金融システムの適切かつ秩序ある自由化を促進することは、世界経済の健全な発展に資するとともに、我が国金融機関の海外での事業活動にも好影響をもたらすものであると考えています。

4．現状分析及び外部要因

金融庁が参加する主な国際的なフォーラム等の概要は以下のとおりです。

(1) バーゼル銀行監督委員会 (Basel Committee on Banking Supervision)

バーゼル銀行監督委員会は、1975年に設立され、現在ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ルクセンブルグ、オランダ、スペイン、スウェーデン、スイス、英国及び米国の銀行監督当局及び中央銀行から構成されています。

活動目的としては、特定の銀行監督問題に関する話合いの場の提供、国際的に活動する銀行に対する監督の有効性を確保するための銀行の海外拠点に関する各国当局間の監督責任の分担の調整、国際的な銀行業務の健全性と安定性を強化するため

の共通の監督基準の設定が挙げられます。

銀行の自己資本比率に関するバーゼル合意（いわゆる B I S 規制）は、国際的に活動を行っている銀行に対する最低基準として、銀行システムの健全性及び銀行間の競争条件の公平性の確保の観点から 1988 年にバーゼル銀行監督委員会において合意されたものです。これまで、金融機関の状況変化に応じて、マーケットリスク規制の導入（1998 年 3 月期～）などの改訂が行われてきましたが、現行の B I S 規制は、近年の金融技術の進展等から、必ずしも現在の金融機関の状況に適合しなくなってきたことから、同委員会では、1998 年に B I S 規制の抜本の見直しについて検討を開始しており、6 年間にわたる精力的な議論を経て、2004 年 6 月に新 B I S 規制案を公表しています。

（ 2 ）証券監督者国際機構（ International Organization of Securities Commissions（ I O S C O ））

I O S C O は、1974 年に設立された 105 の国・地域（2004 年 6 月末現在）の証券監督当局、証券取引所等から構成されている国際的な機関です。加盟機関の総数は 174 機関（2004 年 6 月末現在）となっています。

活動の柱としては、公正・効率的・健全な市場を維持するため、高い水準の規制の促進を目的として協力すること、国内市場の発展促進のため、各々の経験について情報交換すること、国際的な証券取引についての基準及び効果的監視を確立するため、努力を結集すること、基準の厳格な適用と違反に対する効果的執行によって市場の健全性を促進するため、相互に支援を行うこと、の 4 つが挙げられます。

（ 3 ）保険監督者国際機構（ International Association of Insurance Supervisors（ I A I S ））

I A I S は、1994 年に設立され、現在、世界の各国、地域から 120 以上の保険監督当局がメンバーとして参加しています（2004 年 6 月現在）。

活動目的としては、保険監督者間の協調の促進、国際保険監督基準の策定、加盟国（特に新興市場国）における監督基準に則った保険制度確立の支援、他の金融分野の監督機関との連携が挙げられます。

（ 4 ）ジョイント・フォーラム（ Joint Forum ）

ジョイント・フォーラムは、バーゼル銀行監督委員会、I O S C O 及び I A I S を母体として設立され、金融コングロマリットの監督上の諸問題、銀行・証券・保険の各分野にまたがる監督上の諸問題を検討する合同会合です。メンバーは、各分野を代表する主要な監督者で構成され、我が国を含む 13 ヶ国の関係監督当局の代表が参加しています。

(5) 世界貿易機関 (World Trade Organization (WTO))、経済連携協定 (EPA) 交渉

WTOは世界の自由貿易体制の維持・強化のために中心的な役割を担ってきたGATT体制を発展させる形で1995年に設立され、2004年4月現在147か国・地域が加盟しています。金融サービスを含むサービス分野に関するルールは、WTO設立協定の不可分一体を成す附属書であるGATS (General Agreement on Trade in Services) に規定されており、最恵国待遇 (全ての加盟国に対して同等の待遇を付与すること)、各国が提出した「約束表」に記載されている分野についての市場アクセス (他の加盟国に対して参入制限となるような措置をとらないこと) 及び内国民待遇 (内外無差別を確保すること) を保障する義務を負うという規律の枠組み等を定めています。現在、2001年11月のドーハ閣僚宣言に基づき開始されたドーハラウンドの交渉中です。

同時に、全加盟国の一致が必要なWTOにおける多国間交渉を補完すべく、近年世界各国で二国間あるいは地域間の経済連携協定 (EPA) 交渉が活発化しています。我が国も、シンガポール、メキシコに引き続き、現在、アジア諸国と経済連携協定交渉を行っているところです。

5. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

バーゼル銀行監督委員会

我が国は、バーゼル銀行監督委員会が議論して結論付けた各種の監督上の基準等は、各国の実情を反映し、より適切な環境整備に貢献するものであると考えています。このような観点から、15事務年度も引き続き、委員会に設置されている全ての小委員会に専門家等を出席させ、様々なルール策定や指針の確立等の作業に積極的に参画しました。

特に、BIS規制の見直し作業においては、我が国は、新たな規制が、銀行のリスク管理能力向上にインセンティブを与えるような枠組みになること、銀行実務にも統合的で柔軟な枠組みになること等の観点から、銀行の内部格付を利用した信用リスク計測方法のあり方等について積極的に提案を行いました。

公表資料等については、ホームページ上¹で紹介しています。

【今回のBIS規制の見直しの概要】

(ア) 基本的視点

¹ http://www.fsa.go.jp/inter/bis/bis_menu.html

B I S 規制の見直しは、当局管理型の監督から、自己管理と市場規律を中心とした監督への転換を図り、また、銀行経営上のリスクをより正確に計測するという視点から、98年より作業が進められてきました。

(イ) 見直し後のB I S 規制の構成

今回の見直し作業は以下の3つの柱から構成されています。

a. 第一の柱 最低自己資本比率

現行B I S 規制を以下の2点をポイントとして見直します。

(a) 信用リスク計測の精緻化

銀行に、現行規制に比較的近い内容の標準的手法と銀行が内部管理のために行っている格付を利用した内部格付手法のうちから選択することを認めます。

(b) オペレーショナル・リスクの計測

事務事故や不正行為によって損失が生ずるリスクについても、複数の計測手法を提案し、銀行の選択にゆだねます。

b. 第二の柱 監督上の検証

銀行自身に自らの経営の特色とリスクの実状を踏まえた自己資本戦略の策定を求め、その内容を当局が検証していきます。

c. 第三の柱 市場規律

銀行に対し、リスクや資本構成の開示(ディスクロージャー)を求め、それを通じて市場規律の実効性を高めます。

(ウ) 作業の進捗状況

委員会は、B I S 規制見直しに関する第3次案(2003年4月公表)に対し寄せられたコメントの検討及び銀行界との意見交換等を行った結果、その中に新規制の枠組みに係る重要な指摘が含まれていたため、2003年10月に第3次案の部分的修正案を公表し、再度市中からの意見聴取を実施しました。委員会は、当該修正案に対するコメント等を踏まえ、2004年6月末に新B I S 規制案を公表するに至りました。今後国内での準備期間を経て、2005年末に予備的な計算を開始し、2006年末に本格実施に移す方向で検討を進めています。

(注) 最も先進的な手法を選択する銀行については、2007年末に本格実施に移す方向で検討を進めています。

証券監督者国際機構(I O S C O)

我が国は、I O S C Oの中心的活動である(ア)各国の証券市場の実態及び証券規制手法の把握、(イ)これらを踏まえた証券規制のスタンダードの作成、並びに(ウ)その実施の作業は、我が国及び各国の証券規制水準の向上に資するものと考えてい

ます。このような観点から、15 事務年度も引き続き、IOSCOの基準策定作業等における実質的な意思決定機関である専門委員会 (Technical Committee) を始め、理事会 (Executive Committee) 及びアジア・太平洋地域委員会 (APRC) のメンバーとして、また専門委員会の下に置かれている議長委員会や5つの常設委員会 (SC) 等のメンバーとして、すべての委員会に参加し、以下に述べるような国際的な証券規制の原則策定等に積極的に参画しました。

公表資料等については、ホームページ上²で紹介しています。

ア．議長委員会における活動

議長委員会は、「我が国」が議長を務めた「証券アナリストに関するプロジェクト・チーム」が2003年2月に取りまとめた「証券アナリストの利益相反問題に係る報告書」を基に、「セルサイド証券アナリストの利益相反に対処するための原則」を策定し、2003年9月に公表しました。

また、米国のエンロン事件を背景に、市場基盤の健全性確保の重要性が高まったことを受け、我が国は、2003年10月にソウルで開催された第28回年次総会において、信用格付機関に関する公開パネルのパネリストを務めるなど、中心的な役割を果たしました。

なお、2004年2月からは、伊パルマラット事件を契機として、同事件の事実関係の把握、論点整理や今後の課題について検討するとともに、信用格付機関の行動規範 (Code of Conduct) の取りまとめに向けて検討しています。

イ．アジア・太平洋地域委員会における活動

アジア・太平洋地域委員会は、「アジア・太平洋における投資家保護」に関する報告書の策定、投資教育を促進するためのトレーニング・プログラムの強化等について進めているほか、同地域における債券市場の整備状況の調査を開始しました。我が国は、同地域の債券市場育成の観点から、日本の社債市場の制度整備について紹介するとともに、社債市場の調査を主体的に進めるなど、中心的な役割を果たしています。

ウ．常設委員会等における活動

証券規制に係る以下の主要な領域について、常設委員会等で検討を行っています。

(ア) 会計・監査等の問題に関する取組み

会計・監査及びディスクロージャー常設委員会は、多国間市場における証

² http://www.fsa.go.jp/inter/ios/ios_menu.html

券の募集及び上場に係る「会計」、「監査」及び「ディスクロージャー」に関する課題について検討しています。

現在、国際会計基準審議会（IASB）のメンバー構成、協議手続等を規定する国際会計基準委員会（IASC）財団の定款の見直しについて、国際的な議論が行われており、IOSCOからもコメント・レターを発出しました。我が国もIOSCOのコメント・レター作成の議論に積極的に参加し、IASBの協議手続の充実等についての意見を反映させるなど、積極的な貢献を行いました。

（イ）流通市場規制の改善に関する取組み

流通市場規制常設委員会は、証券の流通市場に関する諸問題について検討しています。具体的には、社債市場の透明性について各国の制度を調査し、2004年5月に報告書を公表するなどの活動を行いました。我が国は、日本の社債市場の法制度を紹介するとともに、自主規制機関の柔軟な市場規制の構築状況等について紹介し、報告書に取り上げられるなど、積極的な貢献を行いました。

（ウ）市場仲介者の規制・監督に関する取組み

市場仲介者常設委員会は、クロスボーダーの環境下にある市場仲介者に関する制度を調査し、2004年2月に報告書を公表するなどの活動を行いました。我が国は、日本の外国証券業者の登録制度について調査・報告し、報告書において紹介されるなど、積極的な貢献を行いました。

保険監督者国際機構（IAIS）

各国の保険監督制度の実状等を踏まえてIAISの基準等を策定することは、我が国を含め各国の保険監督水準の向上に資すると考えられます。このような観点から、15事務年度も引き続き、執行委員会、専門委員会の他複数の小委員会の議論に積極的に参加し、以下に述べるような各種の基準等の策定等に積極的に貢献しました。

公表資料等については、ホームページ上³で紹介しています。

ア．各種の基準等の策定

（ア）基準等の採択

³ http://www.fsa.go.jp/inter/iai/iai_menu.html

2003年10月の第10回年次総会（シンガポール開催）において、我が国が策定に貢献してきた基準等が採択されました。具体的には、改訂された「保険コア・プリンシプル（保険監督基本原則）」、「ソルベンシーと保険監督者の措置に関する指針」、「保険会社によるストレス・テストに関する指針」、「監督の一部としてのアクチュアリーへの活用に関する指針」及び「再保険会社の監督基準」があります。

（イ）保険会社のソルベンシー（健全性）監督の共通の枠組み策定に向けた取組み
ソルベンシー監督の共通の枠組みについて議論を行っています。我が国は、各国の監督水準及び市場の効率性の向上等に資するように、我が国における監督経験に基づき、保険会社の保有するリスクに応じた監督の考え方の整理を提案するなど積極的な貢献を行いました。

（ウ）投資リスク管理に関する指針の策定に向けた取組み
2004年10月の第11回年次総会（アンマン（ヨルダン）開催）での採択を目指して、投資リスク管理に関する指針の策定作業を行っています。我が国は、保険検査マニュアルを参照しつつ、保険会社の自己責任についての議論に積極的に参加し、リスク管理の責任は保険会社にあるとの点を反映させるなど積極的な貢献を行いました。

（エ）国際的な再保険市場の統計策定に向けた取組み
F S F（金融安定化フォーラム）からの求めに対応するべく、国際的な再保険市場の透明性向上を目的として、主要会社のデータを集計した統計を整備する作業を行いました。作業結果は報告書にまとめられ、2004年3月のF S F会合に報告され、公表されました。我が国は、主要国の一つとして作業に参画し、的確な統計が速やかに作成されるよう積極的に議論に貢献しました。

（オ）ディスクロージャー（情報開示）基準策定に向けた取組み
2004年10月の第11回年次総会（アンマン（ヨルダン）開催）での採択を目指して、損害保険／再保険会社の保険契約に係る業績に関する開示基準の策定作業を行っています。また、保険会社の投資業績及びリスクに関する開示基準の策定作業を新たに開始しました。我が国は、我が国における情報開示の状況を参照しつつ、開示項目についての議論に積極的に参加し、契約者等に必要となる情報が基準案の開示項目として適切に反映されるよう積極的な貢献を行いました。

イ．保険監督原則、基準、指針の実施のための技術支援

IAISでは、新興市場国の保険監督の水準向上を図るため、地域セミナーの開催や研修教材の作成を行っています。我が国は、これらの活動を支援するための専門家コンサルタントを雇用する費用等をIAISに拠出（2003年度：3,336万円）するなどの積極的な協力を行っています。

ジョイント・フォーラム

金融コングロマリットの国際的な業務展開や金融各分野の業態区分の不鮮明化により、各国監督当局の業態横断的な情報交換や連携強化の必要性が一層高まっています。このような観点から、15事務年度も引き続き、各会合に出席し、以下に述べるような作業に積極的に参画しました。

ア．リスクの管理、移転の調査

(ア)銀行・証券・保険における、統合リスク管理及びオペレーショナル・リスクの移転

2003年8月に「銀行、証券会社、保険会社における統合リスク管理の動向」及び「銀行・証券・保険の業態間のオペレーショナル・リスク移転について」の報告書が公表され、我が国からも日本の金融機関の行っているリスク管理の実態・あり方について調査し、その結果を踏まえて報告書の策定に貢献しました。

(イ)信用リスク移転

信用リスク移転に関する中間報告書が2004年3月に策定され、我が国も信用リスク移転の実態調査に積極的に参加し、報告書の策定に尽力しました。現在、最終報告書を本年秋に公表するため、金融機関の信用リスク管理上の課題や監督上の留意点について、検討を行っています。

イ．情報開示の状況に関する調査

銀行・証券・保険の監督当局が構成する作業グループが2001年4月に発表した情報開示に関する提言を、上記3業態の市場参加者がどの程度実施しているかの調査を行い、その報告書「銀行・保険・証券セクターにおける情報開示：論点と分析」を2004年5月に公表しました。我が国も、我が国におけるディスクロージャーの実態を踏まえ、報告書の策定に貢献しました。

世界貿易機関（WTO）、経済連携協定（EPA）交渉

現在WTOの場で自由化交渉が行われているサービスの中でも、金融サービスは、経済活動の基盤として、特に重要です。

近年、世界的に金融の自由化が進展する中、W T Oでの交渉等を通じて、各国の適切かつ秩序ある自由化を促進することは、各国の金融サービスの発展を通じて新興市場国を中心とした世界経済の発展をもたらすものと考えています。さらに、W T Oでの交渉が各国の金融サービスの更なる自由化を促すことになれば、我が国金融機関の海外での事業活動に資するものと考えています。

一方、全加盟国の一致が必要とされるW T Oでは、先進国と途上国との間で対立が深まるなど、加盟国間で意見の一致が見られないことが多くなってきています。こうした多国間交渉の欠点を補うために、我が国も、現在、積極的にアジア各国と二国間の経済連携協定交渉を行っています。このような取組みは、地域間の連携を深め、我が国金融機関の進出を促進することによって、アジア全体の経済発展に資するものと考えます。

このような観点から、15事務年度においては、以下に述べるように、W T Oサービス分野の自由化交渉及び経済連携協定交渉に積極的に参加しました。

ア．リクエスト・オファー交渉

2001年11月のドーハ閣僚宣言で定められたスケジュールに従い、2003年3月末に各国の自由化約束を反映した初期オファーが提出されたことを受けて、現在、主に先進国との間で、初期オファーに基づき、リクエスト・オファー交渉（相手国の自由化約束の内容を確認し、場合により一層の自由化を要請する）を行っています。また、途上国に対しても、初期オファーの提出及び自由化交渉への参加を奨励するなど、積極的に議論を行っています。

イ．アジア諸国との経済連携協定交渉

2003年から2004年にかけて、タイ・マレーシア・フィリピン・韓国との間で経済連携協定交渉が開始され、金融サービス自由化に関する交渉に積極的に参加しています。

(2) 評価

金融庁においては、国際的な金融監督基準・金融サービス貿易のルール策定を検討している、バーゼル銀行監督委員会、I O S C O、I A I S、ジョイント・フォーラム及びW T O等の各種の国際的なフォーラム等の作業に参加し、積極的な貢献を行いました。これらの国際的なフォーラム等が作成した基準、原則、報告等は、各国の金融当局が行う規制・監督に活用されることが期待されます。

バーゼル銀行監督委員会

我が国は、(1) で述べたように、委員会に設置されている全ての小委員会に専

門家等を出席させ、様々なルール策定や指針の確立等の作業に積極的に貢献しました。B I S 規制見直し作業においても、例えば、証券化商品の取扱いについて、我が国の金融実務を踏まえつつ、よりリスク感応的な枠組みとなるよう積極的に提案を行うなど、重要な貢献を行いました。

証券監督者国際機構（I O S C O）

我が国は、（１）で述べたように、専門委員会、理事会、アジア・太平洋地域委員会、議長委員会、5つの常設委員会等のメンバーとして、国際的な証券規制の原則策定等に積極的に貢献しました。例えば、我が国が議長を務めた証券アナリストに関するプロジェクト・チームの報告書を基に、その後「セルサイド証券アナリストの利益相反に対処するための原則」が策定されたほか、2003年10月にソウルで開催されたI O S C O年次総会では、信用格付機関に関する公開パネルのパネリストを務めたことに加え、アジア・太平洋地域委員会では、我が国が中心となって、当該地域における社債市場に関する調査を進めるなど、I O S C Oが積極的に国際的な証券規制監督上の課題を改善していく上で、重要な貢献を行いました。

保険監督者国際機構（I A I S）

我が国は、（１）で述べたように、執行委員会、専門委員会の他複数の小委員会の議論に参画し、各種の基準等の策定等に積極的な貢献を行いました。特に、ソルベンシー監督の共通の枠組みについての議論において、我が国における監督経験に基づき、保険会社の保有するリスクに応じた監督の考え方の整理を提案するなど、重要な貢献を行いました。

ジョイント・フォーラム

我が国は、（１）で述べたように、全ての会合に参画し、各種の報告書等の作成に積極的な貢献を行いました。また、バーゼル銀行監督委員会、I O S C O、I A I S及び各国金融監督当局との業態横断的な情報交換や連携強化への取組みに積極的に参加しました。

世界貿易機関（W T O）、経済連携協定（E P A）交渉

我が国は、（１）で述べたように、W T Oにおいては、先進国及び途上国との間で金融サービスの自由化について議論を行うなど、金融サービス分野の自由化交渉に積極的な貢献を行いました。また、経済連携協定交渉については、現在行われているアジア諸国との交渉の中で、金融サービスの自由化へ向けて積極的に議論を行っているところです。

6. 今後の課題

(1) バーゼル銀行監督委員会

我が国は、各国の実状等を踏まえて作成されたバーゼル銀行監督委員会の各種の監督上の基準が、より適切な環境整備に貢献するものであると考えています。今後は、本年6月末に発表された新BIS規制案の円滑な実施に向け、各国監督当局との調整・情報交換を進めるとともに、引き続き、国際的な銀行監督の枠組みや銀行のコーポレートガバナンス等のあり方に関する議論に積極的に貢献していく必要があります。

(2) 証券監督者国際機構 (IOSCO)

我が国は、各国の証券市場等の実状等を踏まえて作成された諸原則や報告書等が、証券規制水準の向上に資するものであると考えています。今後は、本年2月に開始された信用格付機関の行動規範 (Code of Conduct) の策定作業や、アジア・太平洋地域における社債市場の調査の取りまとめに向け、引き続き、専門委員会、理事会等の主要メンバーとして、国際的な証券規制の原則策定等に一層積極的に貢献していく必要があります。

(3) 保険監督者国際機構 (IAIS)

各国の保険監督制度の実状等を踏まえてIAISの基準等を策定することは、我が国を含め各国の保険監督水準の向上に資すると考えられます。したがって、基準等の策定等に一層積極的に貢献していくことが必要です。

(4) ジョイント・フォーラム

金融コングロマリットの国際業務の活発化や金融業態区分の不鮮明化が急速に進んでいることに対応すべく、報告書や原則等の作成を含め、各国監督当局の業態横断的な情報交換や連携強化に引き続き積極的に貢献する必要があります。

(5) 世界貿易機関 (WTO)、経済連携協定 (EPA) 交渉

WTOにおける交渉等を通じて適切かつ秩序ある金融サービス自由化のためのルール策定を促進することは、各国の経済発展に資するとともに、我が国金融機関の海外での事業活動に資するものであると考えており、今後も引き続きサービス分野の自由化交渉により一層積極的に参加していく必要があります。また、現在アジア諸国との間で行われている二国間の経済連携協定交渉についても、本協定の締結が、金融分野における連携を更に深め、我が国金融機関の進出の促進に資するものであると考えており、引き続き各国との金融サービス分野の自由化交渉に積極的に参加していく必要があります。

以上を踏まえ、平成 17 年度においても、国際会議等のための予算・機構定員要求を行う必要があります。

7．当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組み（各フォーラム等での議論に積極的に参画して、国際的な金融システム安定のためのルールを策定する）を進めていく必要があります。

8．学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

9．注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、バーゼル銀行監督委員会等の国際機関等における各種ルール策定への参画状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 各国際機関等における各種ルール策定への参画状況

10．担当部局

総務企画局国際課